国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育研究運営改善積立金	11,519,851	11,519,851	11,519,851

注　記　事　項

（重要な会計方針）

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　令和６年６月13日改訂））（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して財務諸表等を作成している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用している。ただし、退職一時金に充当される運営費交付金については費用進行基準を、「基幹運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用している。

なお、「国立大学法人高知大学業務達成基準取扱要領」に基づき学長の承認を得た事業については、業務達成基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法に基づく耐用年数を採用している。

受託研究収入等により購入した償却資産については当該受託研究等の期間を耐用年数としている。

ただし、当該受託研究等以外にも汎用的に利用できる償却資産については、法人税法に基づく耐用年数を採用している。

主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	６～50年
構築物	10～60年
機械装置	10年
工具器具備品	２～20年
車両運搬具	２～７年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

３．引当金の計上基準

⑴　賞与引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金で財源措置されない職員に対して、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上している。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上している。

⑵　退職給付引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金で財源措置されない職員に対して、当期末における自己都合要支給額の100％を計上している。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第34に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

⑶　徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

４．退職給付に係る会計処理

⑴　職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用している。当該制度では、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算している。

⑵　確定給付制度

①　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	255,661千円
退職給付費用	87,749千円
退職給付の支払額	40,833千円
期末における退職給付引当金	302,578千円

②　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	87,749千円

⑶　退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、95,316千円であった。

５．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

⑵　その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

６．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　医薬品及び診療材料

評価基準　低価法

評価方法　移動平均法

ただし、当面の間、評価方法は最終仕入原価法による。

⑵　貯蔵品

評価基準　低価法

評価方法　最終仕入原価法

７．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

８．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。